

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
当日は、
（日曜日、
休日は、
がと、
日、
の翌日）

（号外） 第28号（第三種郵便物認可）

鳥取県公報

昭和47年3月31日 金曜日

1

目次

- ◇人委規則
給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則
管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則
職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則
職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

人事委員会規則

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十七年三月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十三号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中、「米子皆生学園、白兔学園又は皆浜学園」を「又は養護学校」に改める。

第三条第四号中、「分場長」を削り、同条第十一号中、「所長補佐」を削り、同条第十二号を次のように改める。

十二 博物館の課長（学芸員の資格を有する者に限る。）、課長補佐（学芸員の資格を有する者に限る。）、係長（学芸員の資格を有する者に限る。）及び学芸員

第四条第二項第二号中「診療放射線技師」を「薬剤師、診療放射線技師」に改める。

附 則

この規則は、昭和四十七年四月一日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十七年三月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十四号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第二

百分の八	百分の十二	百分の八	百分の十	百分の十二
------	-------	------	------	-------

に改める。

校舎主任である 教諭(人事委員 会の定めるもの に限る。)	校 長	百分の十二
教頭である教諭		百分の八

を

養護学校	中学校	校舎主任である 教諭(人事委員 会の定めるもの に限る。)	校 長
	小学校	教頭である教諭	
		校舎主任である 教諭(人事委員 会の定めるもの に限る。)	校 長
		教頭である教諭	

附則

この規則は、昭和四十七年四月一日から施行する。

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十七年三月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十五号

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当等に関する規則(昭和四十六年三月鳥取県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

別表第二中

大宮中学校

を

日南中学校大宮校舎

に改

める。

附則

この規則は、昭和四十七年四月一日から施行する。

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十七年三月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十六号

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則(昭和三十一年四月鳥取県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第九条の三を次のように改める。

(連絡あつ旋業務従事職員の手当)

第九条の三 連絡あつ旋業務従事職員の手当は、月の初日から末日までの間において連絡あつ旋業務従事職員として勤務することとなつて日のうち、次の各号に該当する日を合算して得た日数がその勤務することとなつて日数の二分の一をこえる場合には支給しない。

一 勤務しないことにつき任命権者の承認のなかつた日

二 休職(公務上の負傷又は疾病による場合を除く。)又は停職を命ぜられた期間中の日

第九条の十三を次のように改める。

(狂犬病予防業務従事職員の手当)

第九条の十三 条例第二十九条第一項の人事委員会規則で定める業務は、次の各号に掲げる業務とする。

一 狂犬病予防法(昭和二十五年法律第二百四十七号。以下この項において「法」という。)第五条第一項又は第十三条の規定に基づく狂犬病の予防注射

二 法第五条の二、第六条第九項(法第十八条第二項において準用する場合を含む。)又は第十四条第一項の規定に基づく犬の殺処分

三 法第六条第二項(法第十八条第二項において準用する場合を含む。)

の規定に基づく犬の捕獲

四 法第十三条の規定に基づく犬の検診

2 狂犬病予防業務従事職員の手当は、条例第二十九条第一項に定める業務に従事した時間が一日につき四時間未満のときは、同条第二項に定める額に百分の六十を乗じた額とする。

第九条の十六第二項を次のように改める。

2 農業経営大学校実習指導業務従事職員の手当の支給については、第九条の三の規定を準用する。この場合において、「連絡あつ旋業務従事職員」とあるのは、「農業経営大学校実習指導業務従事職員」と読み替えるものとする。

第九条の二十一及び第九条の二十四中「第九条の十六第二項」を「第九条の三」に、「農業経営大学校実習指導業務従事職員」を「連絡あつ旋業務従事職員」に改める。

第九条の二十五の次に次の一条を加える。

(ダム管理業務従事職員の手当)

第九条の二十六 ダム管理業務従事職員の手当の支給については、第九条の三の規定を準用する。この場合において、「連絡あつ旋業務従事職員」とあるのは、「ダム管理業務従事職員」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、昭和四十七年四月一日から施行する。

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十七年三月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十七号

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の旅費に関する条例施行規則（昭和四十五年七月鳥取県人事委員会規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三の知事の事務部局の項中

佐治川治水 ダム建設事務所	調査、設計、工事の 取得、地上物件の移 又は公用自動車の運
------------------	-------------------------------------

施行、監督、用地等の
転、賠償、補償、登記

を

佐治川ダム 管理事務所	巡察又は公用自動車の運転
----------------	--------------

に改める。

附 則

この規則は、昭和四十七年四月一日から施行する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

をここに公布する。

昭和四十七年三月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十八号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第三の九中

困難な業務を処理する助産婦又は看護婦の職務

を

一 困難な業務を処理する助産婦又は看護婦の職務
二 特に困難な業務を処理する准看護婦の職務

に改める。

別表第三の十七中

六 一三	を	六 一三
------	---	------

五 一八 に改める。

附 則

この規則は、昭和四十七年四月一日から施行する。